

議案第60号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
C第304号線	40 71	4 00	さいたま市桜区南元宿二丁目18番1地先	さいたま市桜区南元宿二丁目18番12地先	
J第478号線	42 15	4 00	さいたま市緑区道祖土三丁目457番8地先	さいたま市緑区道祖土三丁目457番8地先	
L第1298号線	63 44	4 50	さいたま市緑区大字三室字大古里817番31地先	さいたま市緑区大字三室字大古里817番27地先	
12880号線	48 13	4 00	さいたま市北区吉野町一丁目331番38地先	さいたま市北区吉野町一丁目331番34地先	
12881号線	60 10	4 10 ～ 4 14	さいたま市見沼区大和田町一丁目621番2地先	さいたま市見沼区大和田町一丁目621番9地先	
22560号線	75 94	4 50	さいたま市見沼区大字新堤字表112番19地先	さいたま市見沼区大字新堤字表112番15地先	
22561号線	76 65	4 20	さいたま市見沼区大字大谷字向原37番1地先	さいたま市見沼区大字大谷字向原37番6地先	
22562号線	71 95	5 00	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田182番5地先	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田189番1地先	